

○運転免許の取消し

(第 103 条第 2 項)

**改正** 平成 26 年 6 月 4 日 平成 27 年 3 月 12 日  
平成 28 年 2 月 1 日 平成 29 年 3 月 12 日  
令和元年 12 月 1 日 令和 4 年 5 月 13 日  
令和 5 年 7 月 1 日 令和 7 年 3 月 24 日

処分基準

令和 8 年 4 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 103 条第 2 項
処分の概要	運転免許の取消し
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 103 条第 2 項から第 5 項まで、第 8 項及び第 9 項(免許の取消し、停止等)
処分基準	運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。
問い合わせ先	交通部運転管理課 聴聞・処分者講習係

別紙

[別紙参照]